

令和5年狛江市教育委員会第7回定例会会議録

日 時 令和5年7月20日(木) 14:00～15:20

場 所 4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 植木 崇晴

教育支援課長 浅見 文恵

社会教育課長 鎌谷 京子

公民館長 浅井 信治

図書館長 細川 浩光

統括指導主事 柳田 裕司

傍 聴 1名

1 審議事項

(1) 議案第20号

第3期狛江市教育振興基本計画実施計画(令和5年度ローリング版)について

(2) 議案第21号

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る市立中学校における休日運動部活動管理運営等業務委託事業者選定実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて

(3) 議案第22号

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る市立中学校における休日運動部活動管理運営等業務委託事業者選定審査会の運営に関する要綱の臨時代理の承認を求めることについて

2 報告事項

－議会報告－

(1) 令和5年狛江市議会第2回定例会の結果について

－行政報告－

(1) 市民センター改修等による中央図書館休館措置に伴う一部図書館機能保持のための代替場所について

－事務報告－

(1) 狛江市立公民館の活動の記録(令和4年度)について

(2) 公民館居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」の事業概要について

(3) 市民センター改修期間中の防災センター会議室の利用について

(4) 令和4年度図書館・図書室事業報告書について

3 追加議事事項

(1) 議案第 23 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱

－事務報告－

(1) 令和 5 年学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (4)

(2) 狛江市立学校教職員に対する処分について

教育長 ただいまから、令和 5 年狛江市教育委員会第 7 回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第 29 条」の規定により、「佐藤委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件 (1) 議案第 20 号「第 3 期狛江市教育振興基本計画実施計画 (令和 5 年度ローリング版) について」、審議します。

本件は、第 3 期狛江市教育振興基本計画で設定している施策の着実な推進に向けて、前年度の取組状況、令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 箇年の取組内容等を明示するものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、令和 2 年 3 月に策定した、「第 3 期狛江市教育振興基本計画」で設定している施策の着実な推進に向けて、前年度の取組状況、令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 箇年の取組内容等を明示するため、毎年度見直し、ローリングを行い、策定しています。

「1. 計画の目的」について、本計画は、計画の施策を着実に推進していくため、当該年度の当初予算の内容をベースに、取り組む内容とその手順を明示するものです。また、狛江市教育大綱の実施計画としての位置付けもあることから、狛江市と狛江市教育委員会が連名で策定します。

「2. 計画期間と計画の見直し」について、教育振興基本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 箇年となりますが、本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 箇年となります。

「3. 計画の見方」について、各施策の担当部署において、「2 箇年の取組状況 (成果)」として、「R4」部分を記入、振り返るとともに、「取組内容」として、今年度を含む 2 箇年の取組内容及び事業費を整理しています。また、今回のローリング版に当たっては、法定実施が規定されている教育委員会の自己点検をより意識した上で、進捗管理に重きを置いています。

昨年度の主だった取組みについて、「1-3-1 グローバルに活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。」では、小・中学校ともにデジタル教科書を活用し、正しい発音の英語に触れるとともに、リズムに合わせ英文や英単語を発音する学習やクイズ等を取り入れた魅力ある授業を展開しました。

「1-3-3 芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操・芸術教育を推進します。」では、発表や体験の場として、市民まつりにおいて、市長部局と協力

して小学校の鼓笛隊やブラスバンドが出演する場を設定する等、各学校の取組みを支援するとともに、中学校ではPTA等の協力を得て、発表の場を設ける等の工夫が見られました。

「2-1-3 地域の特性を生かした協働のあり方を検討し、地域との連携・協働を推進します。」では、令和4年度から、中学校区を一つのゾーンとした狛江市独自のコミュニティ・スクール制度を導入し、全てのゾーンに保護者や地域の方、校長等からなる学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校」へと歩みを進めました。

「2-2-1 専門家や地域人材の活用を図り、部活動をはじめとする教育活動等の充実や関係部局・機関との連携を推進します。」では、部活動地域連携の検討のため、検討委員会を設置、1月及び3月に検討委員会を開催し、今後の地域連携の進め方等について意見交換を行いました。

「3-3-2 外国籍や障がいのある子ども等支援が必要な児童・生徒への支援の充実を図ります。」では、令和5年度に医療的ケアを必要とする児童3人に対し就学相談を実施し、うち2人の児童に対し、円滑かつ合理的配慮の下、受入れができるよう予算措置の検討や学校との調整等の準備を行いました。

「4-1-2 地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。」では、新図書館の整備に向けて、新図書館整備基本構想検討委員会を3回開催して整備に向けた検討を進めるとともに、新図書館の整備に係るワークショップを3回実施し広範な意見等を基に検討が進むように努め、「新図書館整備基本構想(案)」を取りまとめました。また、基本構想の策定に当たり、中間報告会を1回・市民説明会を2回実施し、基本構想の内容が広く理解されるよう努めました。

「4-3-1 市民が自らの経験を活かし、活躍できる仕組みを検討します。」では、市民活動支援センター(こまえくぼ1234)と連携強化を図るため、市民センター改修等基本方針に基づく「人生100年時代に向けた生涯学習と市民活動の連携」の実現に向けて、市民の意見を聴きながら教育委員会としての「市民センター改修基本構想(案)」を7月にまとめました。

「5-2-1 誰もが狛江の歴史を身近に感じられるような取組みを推進します。」では、古民家園に所在する市指定文化財の旧荒井家住宅主屋について、茅葺屋根の老朽化が進んだため、全面的な葺き替え工事を行いました。この茅葺屋根の改修工事に当たっては、ガバメントクラウドファンディングの手法を取り入れ、財源の一部に充てています。

「参考資料」として、教育行政に関連する各種統計データをまとめています。なお、第3期狛江市教育振興基本計画は、狛江市教育大綱を兼ねていることから、教育委員会で審議いただいた後、総合教育会議へ付議し、協議します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

熊谷委員 「1-2-3 共に社会をつくり支える資質・能力の向上に資する教育を推進します。」について、「笑育」を令和5年度より廃止とした理由を聞かせてください。

指導室長 「笑育」は平成30年度より導入した事業ですが、実施開始年度及び令和4年度に

効果検証を行い、いじめ問題の未然防止やWEBQUにおける相手を配慮するスキルが高くなるという分析ができました。しかし、「笑育」の活動内容は、教科等の学習活動とのつながりが希薄であり、教員研修会を実施して効果の理解を促し、学級経営の充実を図られているものの、その成果の持続性やその後の特別活動等への影響が学級による違いがみられていました。また、小学校6校を三つのグループに分け、2校がペアを組んで全5回の内容という実施方法が学校間の日程調整や各教科等の授業計画への影響も少なくないという状況がありました。

学級経営の充実に向けては、日常的な教員の積極的な関わりが重要であり、WEBQUの分析から学級の全体像を捉え、早稲田大学のコンサルテーション等により支援が必要となる児童への個別のアプローチで補完することができ、本年度から学力調査とのクロス集計を実施して学力の面も含めて個別にアプローチできるようにしています。

なお、「笑育」と同様な体験的学習の効果を活用したい学校については、東京都の事業となりますが、学校からの要望により様々な体験が実施できる「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」への申請をするように助言しています。

小川委員 「笑育」の廃止の理由は分かりました。令和5年度以降、「笑育」に代わる取組みについて、何か考えているのでしょうか。

指導室長 体験学習の面においては、「笑育」と同等のものは考えておりません。個別のアプローチが必要な児童に関しては、今年度は学力調査とのクロス集計を活用してアプローチをかけていきたいと考えております。

小川委員 「1-1-3 いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します。」についてです。取組状況の中で、令和2年度から4年度までのhyper-QUの要支援群の人数の推移を見ると、中学校では、51人、44人、38人と減少していますが、小学校では、28人、39人、46人と増加傾向にあり、懸念されます。令和5年度以降、対応の充実化を図っていただきたい。

関連して、「2-1-4 家庭の実情に合った協働のあり方を検討し、家庭と協働して生きる力をはぐくみます。」についてです。専門教育相談員の相談受案件数は、令和2年度2263件、令和3年度2946件、令和4年度3327件と毎年500件ほど増えています。hyper-QUの結果にも表れていますが、社会全体の傾向と同様、狛江市でも専門家に教育に関連する相談をしたいというニーズは今後ますます増えると想定されます。専門家に話を聞いてもらうだけでも解決するということも多いと思いますので、令和5年度以降も、小さい市域を活かしたきめ細かい相談ができる窓口づくりを進めていただきたい。

教育長 御意見として承ります。他にはいかがでしょうか。

森委員 「1-2-5 学校内外における生活全般に関する安全教育をより一層推進します。」について、施策展開の方向性の中で、「東京マイ・タイムライン」を活用した防災教育を充実させるという記述があります。何年生からこのような防災教育を授業の中で取り組

んでいるのでしょうか。

指導室長 学級活動を中心に安全教育の指導をしておりますが、「東京マイ・タイムライン」の実際の作成については、家庭に持ち帰って避難所等の確認をするように指導しております。

佐藤委員 「1-2-1 新学習指導要領の主旨を踏まえた、確かな学力の定着と個々の能力の伸張を図ります。」についてです。新学習指導要領の全面実施から3年が経ちました。取組状況の中で、学力調査の結果として、数字は載っていますが、新学習指導要領の主旨は、未知の問題にもチャレンジし、他者と協働して課題を解決する力の育成を図ることを最終的な目的としています。各学校の授業のあり方や教育活動に新学習指導要領の主旨がどの程度浸透しているのか、伺います。

指導室長 新学習指導要領が目指す姿は主体的・対話的で深い学びの実現です。GIGA スクール構想の進展もあり、タブレット等を活用し協働的な学びを深めているというような場面等は見られますが、新学習指導要領の主旨の浸透はまだ十分ではないと認識しております。

佐藤委員 授業は児童・生徒を中心とした内容に変わってきているという話を聞いている一方で、まだ教員が一方的に行っているという話も聞いております。ぜひ教育委員会として、これからの教育のあり方についての考え方の浸透を図っていただきたい。

小川委員 「3-2-2 学校図書館の機能を強化・充実させ、市立図書館との積極的な連携を推進します。」についてです。現在、児童・生徒が持っている一人1台のタブレットで、市の電子図書館に直接アクセスできるようになっていますか。

図書館長 インターネットに接続できる環境において、図書館の貸出券のカードがあれば電子図書館へのアクセスが可能となっております。

小川委員 「3-3-3 特別支援教育の環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります。」についてです。令和5年度より、医療的ケア児の支援を行っていますが、1学期は問題なく通学できていますか。また課題等があれば教えてください。

教育支援課長 医療的ケア児については、1学期は問題なく通学できています。訪問看護師による必要な医療的ケアを1日1回実施しており、課題は特にありません。

小川委員 「1-2-2 健康の保持・増進、体力の向上を図る教育を推進します。」についてです。令和4年度の調査では、小学生は概ね都平均並み、中学生は多くの項目で都平均を下回った結果になっています。この現状については、学校現場の先生方が運動会やプール等の指導で最も実感していると伺っています。コロナ禍の対応が落ち着きつつある中で、時代の変化を捉えつつ、新しい活動にも積極的に取り組む等、児童・生徒た

ちの健康の保持・増進、体力の向上を図るような取組みを充実させていただきたい。

森委員 小川委員の指摘と同じ項目について、取組内容の中で、「豊かなスポーツライフの充実事業」の記載がありますが、今年度実施された際、学校からどのような反応があったのか教えてください。

統括指導主事 子どもたちは実施前から非常に楽しみにしていたという声と、実施後本当に楽しかったという声が届いています。また、教員も非常に盛り上がったと伺っています。豊かなスポーツライフにつながったことに加えて、学校が元気になったという副次的な効果もあると認識しています。

教育長 他に質問等、何かありますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第 20 号「第 3 期狛江市教育振興基本計画実施計画（令和 5 年度ローリング版）について」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（１）議案第 20 号を承認します。次に、付議案件（２）議案第 21 号「令和 5 年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る市立中学校における休日運動部活動管理運営等業務委託事業者選定実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて」及び付議案件（３）議案第 22 号「令和 5 年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る市立中学校における休日運動部活動管理運営等業務委託事業者選定審査会の運営に関する要綱の臨時代理の承認を求めることについて」については、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、教育長が臨時代理したことについて承認を求めるものです。詳細は指導室長より説明します。

指導室長 付議案件（２）は、令和 5 年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る市立中学校における休日運動部活動管理運営等業務委託における委託事業者を選定する際の手続に関して必要な事項を定めるものです。具体的には、事業者選定審査会が提案書の内容を総合的に評価をして選定する「公募型プロポーザル方式」にて行うこととし、本要綱では、第 2 条で審査会、第 3 条で参加資格、第 4 条で失格条項といった内容を定めております。

付議案件（３）は、前述した実施要綱第 2 条に規定する審査会について、詳細を定めるものです。審査会は、第 3 条「組織」に規定しているとおり、委員を教育部長、教育部調整担当理事、指導室長、社会教育課長、中学校校長の代表者 1 名の計 5 名で構成しています。

評価は第 6 条「審査及び選定の方法」の規定のとおり、別記様式の評価表により行い、出席した委員の人数に応じた最高合計評点の 7 割を超える者の中で最も高い者を

委託事業者の候補として決するものとします。ただし、同点の者が生じた場合の順位は、会長の決するところによることとします。

なお、この2つの要綱は、公募型プロポーザル方式による契約手続の都合上、緊急の事情があることから、「狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項」に基づき、令和5年6月22日に教育長が臨時代理し、同日付けで公布しています。そのため、同規則第3条第2項の規定により、承認を求めるものです。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（2）議案第21号「令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る市立中学校における休日運動部活動管理運営等業務委託事業者選定実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて」及び付議案件（3）議案第22号「令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る市立中学校における休日運動部活動管理運営等業務委託事業者選定審査会の運営に関する要綱の臨時代理の承認を求めることについて」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（2）議案第21号及び付議案件（3）議案第22号を承認します。次に、議会報告を受けます。「令和5年狛江市議会第2回定例会の結果について」、報告を求めます。

教育部長 令和5年狛江市議会第2回定例会は、令和5年6月8日から7月3日までを会期として開催されました。

「令和5年度狛江市一般会計補正予算（第2号）」が可決されました。教育関連では、各中学校への部活動指導員について、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組みを実施する場合は3年延長されることとなり、6年目以降となる4人について継続配置するための経費や、全中学生を対象にキャリア教育の一環としてトップアスリートを招致して実施する講演会の経費、健康体操を通じて子育て期の母親のスポーツ実施率の向上や健康促進等を図る健康づくり事業を実施するための経費が計上されています。

なお、エデュケーション・アシスタント配置支援事業は、教員の負担軽減等のため、全小学校へ学校勤務経験者等を配置する都の10/10事業でしたが、不採択となったため、全額減額補正となり、また、文化プログラム・学校連携は都の委託事業を狛江第三小学校において実施する予定でしたが、今年度から制度変更により、都において直接実施することとなったため、その経費が減額補正となりました。

また、教育委員会関連の一般質問の質疑・答弁の概要は、資料のとおりですが、教育機関における災害時BCPの必要性について、学校給食を一律で無償化するよう国や東京都に求めることについて、部活動の地域連携・地域移行に関する現状と今後の展望について、教科書採択に関する地元の実情と採択方針について、教員の持ち帰り残業について、携帯電話を保有する中学生への指導について、アフターコロナで教育現

場で始めた取組みについて、不登校児童・生徒への指導の在り方について、施設予約システムのデジタル化について、図書館・公民館休館期間中の代替施設について、新図書館について等の質疑がありました。

7月3日の最終日には、市長より提出された、狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての議決があり、斉藤茂好氏の教育委員の任命が同意されました。

詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認ください。

教育長 それでは、議会報告に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 これまでの議会の一般質問において、継続的に学校での生理用品のトイレへの配置を求める質問が出ていたと聞いていますが、この度の議会において、そのような質問はなかったのかどうか伺います。

学校教育課長 第2回定例会では生理用品のトイレへの配置に関する質問はありませんでした。

森委員 この件について、何か教育委員会として対応したことがあれば教えてください。

学校教育課長 福祉相談課を通じて民間企業から生理用品の寄付の申出があり、各中学校と協議した上で、6月から試験的にそれぞれの実情に応じて、女子トイレに生理用品を配置してもらっています。

森委員 学校での生理用品のトイレへの配置は、実施する自治体も増えてきていると聞いていますが、一方で、エチケットに関する教育現場での指導の面等、配慮が伴う部分もあるかと思えます。議会の一般質問での質疑を踏まえて、検討し、試験的に配置したことだと思えますが、まずは教育委員会として、学校現場の声を聴きながら慎重に進めていただきたい。

小川委員 三角議員から教育機関におけるBCPの必要性に関する狛江市の見解についての一般質問がありましたが、災害時のBCPについて、もう少し詳しく教えてください。

教育長 学校は、災害時において地域の皆様の避難所としての役割を果たす一方で、学校が有する教育機関としての社会的機能、学習的機能、福祉的機能を可及的速やかに回復させることが求められます。狛江市地域防災計画の住民の生活の早期再建の中で、教育部と学校の復旧時の対応が示されております。それに基づき、教育部と学校は保護者や地域の皆様に御理解を得ながら、対応することになります。昨年度、校長会で被災経験から学校再開マニュアルを作成している自治体の資料を情報共有しました。今後も国の諸制度の活用を視野に入れ市長部局と連携を図り、ハード面の整備を進めるとともに、平常時からソフト面の整備も進めていきたいと思えます。

他になれば、次に行政報告を受けます。行政報告1「市民センター改修等による

中央図書館休館措置に伴う一部図書館機能保持のための代替場所について」、報告を求めます。

教育部長 7月4日庁議において、市民食堂を運営する事業者と協議の結果、双方合意により、令和6年4月1日から令和8年8月31日まで休止するとの報告が、総務部長からありました。

これを受け、企画財政部長から、市民センター改修等による市民活動支援センターの市役所内会議室での代替実施及び中央図書館休館措置に伴う一部図書館機能保持のため市民食堂の場所を活用することが提案され、庁議で了承をいただきました。

市民食堂の休止の理由は、新型コロナウイルス感染症の長引く影響により厳しい経営状況が続くとともに、市民食堂についても売上は回復基調にあるものの、依然として厳しい収益状況であるとのことから、昨年度末から今後の方向性について市と協議を行ってきたとのことです。

市としても令和6年9月から予定している市民センターの改修を行うことで、更に利用者の減少等による影響が見込まれること、また、教育委員会からも当該改修工事に伴う図書館機能の代替場所としての活用について相談していたため、総合的に勘案し、協議した結果、双方合意により、市民食堂を一時休止することになったとのことです。

教育部としては、市民センターの改修が始まる時期から新設図書館が開館するまでの、令和6年9月から令和8年8月まで中央図書館の代替場所として利用したいと考えておりますが、期間については市長部局と調整中です。

今後、利用者の方に出来る限り御不便をおかけしないよう、周知も含めまして、詳細については、市長部局と調整を図ってまいります。

教育長 それでは、行政報告に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 中央図書館の休館期間中の対応についてです。市民食堂の場所を活用できるのは有難いです。現在の図書館の場所からさほど離れていないため、利用される方も混乱が少ないと思います。現時点で想定している代替スペースの運用の仕方やサービス内容等がありましたら教えてください。

図書館長 現在詳細について検討中ですが、実施サービスは予約本の受け取りを中心として、児童書や新刊の一般書等を中心に配架し、利用者が本を手にとることができるスペースも設ける予定です。また、市役所の地下にある書庫に利用頻度の高い本を移設し3万冊程度を出納して提供できるようにしたいと考えております。そのほか、他自治体図書館との相互貸借や学校図書館への協力貸出、各図書室への運営支援、利用支援サービス（障がい者サービス）等の基本サービスとともに、子ども読書関連事業も継続できるよう、関係各課とも協議しながら準備してまいります。なお、調理室については、再開に向け厨房設備を残置することから、代替場所としての利用はしないこととしています。

小川委員 中央図書館の休館中に本の貸出ができるのは有難いです。ぜひよろしく願います。

教育長 他になれば、次に事務報告を受けます。事務報告1「狛江市立公民館の活動の記録（令和4年度）」について、報告を求めます。

公民館長 本記録は、令和4年度中の公民館事業の実施状況と利用統計資料をまとめたもので、毎年度作成しています。

「令和4年度公民館事業のあらまし」として、1ページから5ページにかけて令和4年度に実施した公民館事業の一覧と令和4年度の公民館の当初予算を表にして掲載しています。7ページからは狛江市立公民館運営審議会の概要と令和4年度の開催状況を掲載しています。そして、11ページから35ページまでが、各事業の講座等の個別の実施状況の記録となっています。36ページからは「豊かな利用をすすめるために」という表題で、中央公民館のつどいミニ、イベント西河原・中央公民館のつどい合同開催、西河原公民館図書室の利用状況と図書室事業、西河原・中央両館の展示スペースの実施状況、公民館利用者懇談会の記録を掲載しています。47ページが令和4年度の公民館の利用統計資料となっており、公民館利用団体の活動状況が分かるものになっています。

令和4年度の西河原、中央両館合計の利用件数は11,139件、前年度から3,041件の増、人数は107,588人、前年度から34,149人の増となっています。新型コロナウイルスの感染状況が改善し、日常生活や団体活動の中で新しい生活様式が定着したことが利用件数、利用者増の主な要因であると考えています。

なお、本報告書は、教育委員会ホームページでも公開します。

教育長 次に、事務報告2「公民館居場所事業『夏休み子ども・中高生スペース』の事業概要について」、報告を求めます。

公民館長 前回の定例会で学校教育課からお知らせしました学校一斉閉庁期間に合わせて、今年度も公民館の居場所事業として「夏休み子ども・中高生スペース」を実施します。

実施期間は、8月7日（月）から10日（木）までの4日間となります。中央公民館の部屋を活用し、学習フリースペース、遊びのフリースペース、にこにこ広場、子ども食堂、子ども・親子向けの事業を実施する予定です。今年度も公民館利用団体等の皆様に協力をいただきながら、様々な体験ができる機会を提供します。

このような取組みを通じて、公民館が子どもや中・高生の居場所となるきっかけとなればと考えているところです。

教育長 次に、事務報告3「市民センター改修期間中の防災センター会議室の利用について」、報告を求めます。

公民館長 市民センター改修に関しましては、中央公民館休館中における利用団体の活動機会の確保が現在課題となっており、また4月に実施した公民館利用者懇談会においても

利用団体の皆様から防災センターの会議室を利用してほしいとの要望がありました。

そのため、令和5年5月19日付け教育部長名発出文書にて、中央公民館休館中における防災センター会議室等の利用の可否についての検討を市長部局に依頼しましたが、令和5年6月19日付け総務部長名発出文書にて、一団体の活動そのものに貸し出すことはできないこと、条件を緩和した場合においても防災センター会議室の稼働率が高いことを理由として、貸し出すことができない旨の回答をいただきました。

教育長 事務報告4「令和4年度図書館・図書室事業報告書について」、報告を求めます。

図書館長 本事業報告書は、図書館及び図書室の年度統計及び実施事業等をまとめたもので、毎年度作成しているものです。本報告書の構成は大きく2つに分かれており、5ページから統計について、24ページから実施事業について記載しています。

「1総括表」は利用者数や貸出冊数等の主要な統計項目を一覧にしたものです。貸出利用者数は令和4年度中に貸出利用した延べ人数となり、個人の全館・室合計で173,365人、前年度比11,571人の増となっています。また、貸出冊数は個人の全館・室合計で496,395冊、前年度比7,546冊の減となっています。その他ほぼ全ての項目で前年度比微増または微減となっていますが、全体的な傾向として中央図書館分がやや減少し、一方で各図書室分が増加しています。その要因として、令和3年度は各図書室で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため休室していた期間がありましたが、令和4年度は臨時休館・室期間がなかったため、コロナ禍前のように近隣の図書室を利用するようになった利用者が多いことによるものと考えています。

子ども読書活動推進事業については、「第四次子ども読書活動推進計画」に基づき様々な取組みを実施しております。令和4年度は市内のおはなしグループとの連携を進め、複数の団体と協働しておはなし会事業を実施しました。

なお、本報告書は、図書館ホームページでも公開しています。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 事務報告1についてです。令和4年度についても充実した公民館の活動内容を取りまとめていただきありがとうございます。西河原・中央公民館のつどいが合同で開催されていました。公民館を利用している方が他の団体の活動を知ることによって活動の幅が広がるだけでなく、今回は特に中央公民館の改修を間近に控え、他の公民館での活動を想定していただける良い取組みだったと思います。また、利用者懇談会の記録を見ると、施設の予約に関する意見が多いと感じました。市民センターの改修に合わせて、市民の利便性が向上する予約システムの導入を検討いただきたい。

佐藤委員 事務報告4の報告書の43ページについて、図書館の運営を支えるボランティアの活動がまとめられています。多くのボランティアの方が粕江市の図書館を支えていることはとても心強いことです。延べ何人ぐらいが活動しているのか、事務局としてどのように評価しているのか、また、新図書館の運営を支えていく核となるボランティアをさらに充実させていく取組みが必要だと思いますが、その方向性があるのかについて

て、教えてください。

図書館長 延べ人数については、数字を把握しておりません。ボランティアの方は毎日全員が図書館に来ているわけではないのですが、図書修理137日、館内整理72日、資料整理63日、おはなし会37日の活動実績に、登録者数である活動者数をかけると、おおよその延べ人数になると思います。新図書館が整備された後、さらにボランティアの活動範囲を広げ、市民協働の考えを取り入れて図書館を運営していきたいと思います。

佐藤委員 図書館の運営を支えているボランティアの活動を様々な形で広報していくことが大事だと思いますので、市の広報等を含めて広報活動に力を入れていただきたい。

森委員 事務報告4の報告書の30ページと31ページにこれまでの図書展示のテーマが載っています。子育てをしている保護者から、図書館に展示されている図書のテーマがあると、本を借りやすいという話を聞いたことがあります。月ごとのイベントや季節等に関わるテーマの展示が本に親しむきっかけづくりとしてとても良いと思います。また、私が実際に借りに行ったとき、本の福袋がありました。どんな本が入っているかが分からないというワクワク感が本に親しむきっかけとなり、とても良い企画だと思います。今後もこういったテーマについての展示や企画等が続けていただきたい。

小川委員 先ほど図書の貸出冊数が減ってきているとの説明がありました。社会全体の活字離れ、本離れもあり貸出冊数の減少は仕方ないので、むしろ貸出の利便性が重要だと思います。6ページと11ページを参考に計算すると、web予約冊数の割合は、平成30年度17%、平成31年度19%、令和2年度23%、令和3年度22%、令和4年度24%と増加傾向にあります。また、web予約に限らず、予約をしてから借りる利用者が28%ほどいます。中央図書館が改修中で利用できない状況でも他の図書館・図書室を利用する等場所にとらわれずに好きな本を借りることができるという意味では、貸出の利便性は少しずつ良くなってきていると考えられます。

また、28ページの市立保育園の配本サービスについてです。季節に合わせた絵本を中心に、食育や自然科学に関する絵本等を交えて、図書館員が選定して保育園に届ける取組みは、本の福袋のようなワクワク感があり、とても面白いと思いました。例えば新図書館においても、利用者がAI機能等を利用して蔵書検索システム等で自分では選ばないような本に出会えると、より面白い図書館サービスを提供できると思います。ハード面だけではなく、新図書館のソフト面の充実も図るよう検討していただきたい。

教育長 ここで当初予定の議事日程に審議事項を1件、報告事項を2件、追加したいと思いますが、御異議はありませんでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、審議事項1件、報告事項2件を追加します。追加付議案件（1）議案第23号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱の一

部を改正する要綱（案）について」、審議します。

本件は狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱について、事業内容及び企画運営方法を踏まえ、委員会の名称等について見直すものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件につきまして、運動の習慣化による健康づくり事業に関し、当該事業を企画し、また事業の実施状況等を評価・分析し、さらなる事業の推進を図るための委員会について、所掌事務の内容を踏まえ、委員会の名称等について見直すとともに、文言の必要な整理を行うものです。なお、本要綱は公布の日から施行することとしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（1）議案第23号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱（案）について」、を了承することによってよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、追加付議案件（1）議案第23号を承認します。次に、追加議事日程（1）事務報告1「令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（4）」について、報告を求めます。

学校教育課長 第6回教育委員会定例会以降、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を資料のとおり4件実施しました。

教育長 それでは、追加の事務報告に対する質疑・御意見を伺います。なければ、追加議事日程（1）事務報告2「狛江市立学校教職員に対する処分について」、報告を求めます。
なお、本件につきましては、人事案件になりますので、会議は非公開とさせていただきます。

<非公開>

教育長 会議の非公開を解きます。他にその他連絡事項はありますでしょうか。

図書館長 令和5年6月25日に実施した「狛江市新図書館整備基本設計」に係る近隣説明会の実施結果について報告します。

近隣説明会は6月25日（日）午前10時から駄倉地区センターにて実施しました。11名の方が参加され、出席者はほぼ、隣接分譲マンションの方でした。

説明会では主に近隣建物に対する資産価値や日当たり、風通しへの影響について、駐輪場の管理運用について、ごみ投棄等への対策について、境界等についての意見・質問をいただきました。また、計画そのものについて知らなかった、中止すべき等の

意見もありました。

引き続き関係部署とも連携し、隣接マンションの管理組合等と必要な調整を図り、理解を求めてまいります。

教育長 本件につきまして、質問等、何かございますか。なければ以上をもちまして、令和5年狛江市教育委員会第7回定例会を閉会します。